

産業建設常任委員会記録

令和5年6月13日

【開催日】 令和5年6月13日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時3分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久	商工労働課主査兼商工労働係長	中村扶実子
商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明		
水道局事業管理者	川地 諭	水道局副局長	伊藤清貴
水道局次長	伊東修一	水道局次長	江本浩章
水道局総務課長	岡 秀昭	水道局総務課主幹	矢田 創

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第42号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 所管事務調査 宇部市・山陽小野田市水道広域化の状況報告について
- 3 所管事務調査の委員派遣について
- 4 閉会中の継続調査事項について

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。それでは、議案第 4 2 号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 それでは、議案 4 2 号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。まず、制度について御説明します。企業が一定の付加価値額を超える投資を行う際に、地域未来投資促進法の支援制度を活用すると法人税の課税の特例、不動産取得税の課税免除、固定資産税の課税免除を受けることが可能となります。支援を受けるには、企業が県に計画を提出し、認定を受け、その後、国の確認を受ける必要があります。本市においては、固定資産税の課税免除ができるよう条例を定めております。なお、課税免除を実施した地方自治体に対しては、減収分について地方交付税による補填措置があります。改正内容としましては、条例第 3 条中の固定資産税の課税免除の規定で、令和 5 年 3 月 3 1 日までに対象施設を設置した事業者を対象としておりますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の第 3 条の一部改正に合わせて期間を令和 5 年 3 月 3 1 日までの間から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間へ改正を行います。以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 今回、令和 5 年 3 月 3 1 日までだったものが、令和 7 年 3 月 3

1日まで延長となったということですが、現在の対象事業者数を教えてもらっていいですか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 市内の企業では7社認定しております。

森山喜久委員 このたび、2年間延長したということで、7社から更に増える見込みがあるという予測ですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 今回、2年間延ばすことで、今後、投資を考えられている企業が、県に計画を提出して認定されればということになります。

森山喜久委員 今まで7社あるということで、今後も増える見込みがあると理解してよろしいですか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 認定は7社しておりますが、実際に減免している企業は3社でございます。今後、4社ほど減免になる予定ということでございます。さらに今後、これに基づいて投資していただく企業で、計画が認定されれば増えていくということでございます。

矢田松夫委員 基本的にこの地域の成長発展というか、基盤強化を図るための法制度の改正ですが、これについて、どのように周知、宣伝して、7社以外にも企業が発展できるようにするという考えはあるんですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 周知ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）周知ということであれば、山口県庁がこの制度を担当しておりますので、また、市役所でも企業から投資の相談などがあつた際に、こういった制度を周知して投資していただくよう後押しするような形で周知しております。

中島好人委員 課税の免除があるわけですが、補填があるということで、4分の3補填があつて、4分の1が市の負担になるということでしょうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 減免された額の4分の3が普通交付税で補填措置されて、4分の1は、確かにその分だけ固定資産税額が市に入らないということになります。

中島好人委員 その額が大体どのぐらいか分かりますか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 今後は、企業の投資額等によって額が変動してきますが、今回、令和5年度減免した額になりますが、そちらについては3社適用がありまして、約2,600万円ほど減免されております。

森山喜久委員 3社2,600万円減免で、そのうちの4分の3が交付税で措置されるという理解でいいですね。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 はい、そのとおりです。

恒松恵子委員 促進区域というのは、市内全体で、例えば住宅地であろうと、準工業地域であろうと関係ないという解釈でよろしいのでしょうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 山口県の計画で地域を定めておりまして、市内全域を定めております。

恒松恵子委員 付加価値がある設備投資ということですが、具体的にどのような施設が対象になるのでしょうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 工場などが主に対象になってきます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 土地と建物になります。

恒松恵子委員 土地と建物ということは、別に設備投資に係る土地でなくても、普通の社屋でも適用されるということによろしいですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 社屋も対象になるということと、また、付加価値額の説明を補足したいと思います。付加価値額は、売上高から費用総額を引いて、給与総額と租税公課を足して求められます。5年間の計画を定めていただいて、その付加価値額が4,180万円を超えることが要件となっております。

中島好人委員 企業に来てもらって、雇用が進んでいけば一番いいことだと思うんですけども、免除額というのは、都市間競争がありますので、他市と比べての免除額というのは、どのような位置にあるのでしょうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 この制度は、山口県内でいうと9市が同じような条例を制定しております。さらに本市においては、この制度とは別に工場設置奨励金、例えば、小野田・楠企業団地で用地取得奨励金を出すなどがあり、他市と比べて制度が拡充しているほうだと認識しております。

藤岡修美委員長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）本市の企業でこれに該当しているものは、何社ぐらいあるか分かりますか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 市内では7社認定しております、ほとんどが製造業の企業です。

藤岡修美委員長 7年まで延びることに該当するのが7社ですか。（発言する者あり）了解です。

中島好人委員 機械化が進んでいて、多くを雇用することは、なかなか見受けられない状況ですけども、雇用面はどのように見ておられるでしょうか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 計画の認定には、経済的効果が認められることが条件になります。取引額は3.5%の増、売上げは3.5%の増、雇用者数は10%以上又は5人増ということで、そういったことが認められると認定されますので、委員御指摘の雇用であれば、10%以上の増又は5人の増ということになります。

藤岡修美委員長 ほかには質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。討論を終わります。これより、議案第42号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成ということで、本件は可決すべきものと決定いたしました。以上で産業建設常任委員会を休憩いたします。

午前9時14分 休憩

午前10時35分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。審査番号の2番、所管事務調査として、宇部市・山陽小野田市水道広域化の状況について、執行部に報告を求めます。

川地水道事業管理者 宇部・山陽小野田市水道事業広域化の検討状況について、御報告させていただきます。宇部・山陽小野田市水道事業広域化の検討におきましては、お手元にお配りいたしております取水の現状という資料を御覧いただきたいと思っております。厚東川水系を水源とする現在の広瀬浄水場、中山浄水場、高天原浄水場のうち、広瀬浄水場へ集約する広域浄水場再編計画を平成31年2月に策定し、これまで協議を行うとともに、委員会の皆様にも報告を行ってきたところです。しかし、令和3年1月に発生した大規模寒波による水道管凍結破損事故に関連して、広域浄水場再編計画上の必要水量の確保に疑義が生じたため、令和3年度以降は、当該計画に沿った資料作成と並行して、広瀬浄水場における必要水量確保に大きく関与する山口県企業局と、施設改修案や代替案について検討、協議を行ってまいりました。そのような中、令和3年12月の山口県企業局との協議において、広瀬浄水場で取水をしている県営末信接合井は、再編後の必要水量の取水が困難なことが判明しました。このため、再編後の必要水量の取水のためには、末信接合井のほか、厚東川ダムから末信接合井までの厚東川一期^{ずい}隧道についても大規模な改修が必要になること、また、長期間の断水を伴う改修工事になると、各受水企業に対し工業用水を供給できず、営業補償が生じる可能性があることから、現状では施設改修は非常に困難な状況ということが分かりました。次に考慮されるのが、宇部丸山ダム水の利用ですが、当該ダム水を取水するためには新たな水道管の布設等が必要となり、その整備には、関係者との布設ルートの協議を要するとともに、多額の事業費が想定され、財源協議も含め、相当な時間を要することが想定されるということです。これらの結果を踏まえ、広瀬浄水場での必要水量を確保するために、他にも山口県企業局と協議をしましたが、いずれも水道管の整備等に莫大な費用が見込まれるため、広域化による効果として見込んでいた施設の更新需要額の削減が期待できないことが判明しました。以上のように、これまで、山口県を含めた協議を重ねてきた結果、浄水場の再編における課題が明確となってきたところです。これに加え、近年、他都市においては、取水施設の老朽化による給水停止など大きな被害が発生した事案

も起こっていることから、3つの浄水場の再編案について、危機管理対策の観点からも改めて再検討が必要と考えています。本市の水道事業は、給水人口の減少などにより、主たる財源である水道料金収入が減少傾向にあります。これまでの協議の結果から、現時点においては、計画していた広域化による更新需要額の削減が期待できないことや課題の解決には多大な時間を要することが想定されるとともに、この間、既存施設の修繕、更新が進まず、経営に影響を及ぼしかねないことなどから、まずは各々の水道事業が直面する喫緊の対応を行うなどして、持続可能な経営基盤の強化に努めることとし、現在、両市で確認している事業統合での広域化の検討を一旦休止し、両市の広域連携への形態に変え、実現可能な連携に努めていくことで合意しました。今後は、浄水場再編に伴う課題解決に宇部市、山陽小野田市が連携して山口県の関係部署と協議していくこととし、課題を現実的に解決できる施策の推進が整った時点で、再度、事業統合の形態を基本とする広域協議を行ってまいります。以上、広域化の取組内容についての報告とさせていただきます。

藤岡修美委員長 執行部から水道広域化に対する現状報告がございました。方向転換というような説明でしたけれども、委員の質疑を求めます。

中島好人委員 本格的に始まる前に、こうしたことが見つかってよかったな、ある意味でね。始まってからだったら、こっちの負担が多くなるわけですから、よかったなと思っているんですけども、一つ聞きたいのは、この間、広域化を目指して、いろいろ積み重ねてきたことがありますよね。例えば、検査など何かこう共同でやっていくと進めてきていましたが、現在の状況と今後のそうした共同してやれるものとか、その辺のところは、今後どうなるのかという点についてお尋ねします。

川地水道事業管理者 これまでの広域の再編の協議の中で、薬品の共同購入は平成30年度から行っております。水質検査の共同化は令和4年度から行っております。このような連携につきましては、宇部市と協議の中で、

今後も引き続きやっていきたいと思いますという事で話をしております。先ほど言いましたように、事業統合から広域連携にシフトしていくというお話をさせていただきましたが、そういった今後も宇部市と同じ事務事業でできるものがあれば、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

森山喜久委員 改めてお聞きしたいんですけど、この広瀬浄水場に処理能力とか原水とか水源とかがありますよね。これに関しては、現在ということで理解してよろしいんですか。

伊藤水道局副局長 現在、広瀬浄水場自体に処理能力はあるんですが、先ほど管理者からも説明がありましたように、末信接合井から水を取ることが難しいということになっておりますので、この点について、今からいろいろと協議をしていくことになっております。

森山喜久委員 宇部市の第2水源の厚東川ダムで5万立方メートル、第4水系で1万2,300立方メートルと書いてあるけど、ここの取水ができない見通しになったから、今回話が進みにくくなったという理解でいいですか。

伊藤水道局副局長 先ほど川地管理者が申しあげましたように、令和3年1月に寒波の関係で、実際、末信接合井から必要量の水が取れないことが判明したということが一つ、1万2,300立方メートルについては、今後の協議にはなってくると思います。現状として、山陽小野田市の高天原浄水場分、それから宇部市の中山浄水場分を広瀬浄水場一つで処理するという事だったので、水をそこで処理するだけの水を取ることが難しくなり、話が進みにくくなったと御理解いただければと思います。

矢田松夫委員 結論を言うと、事業統合というのが前に進まなくなって、凍結と。今後、話合いはどうなるんですか。随時やるのか。それとも思い立ったときにやるのか。あるいは局長特命事項でやっていくのか。今度は

どこが担当するのか。

川地水道事業管理者 今まで、宇部市と本市での広域の検討委員会を設置いたしまして、職員を派遣するなどして定期的にやってきましたが、一旦休止となりますので、この検討委員会につきましては、一旦解散しようと考えております。しかし、先ほど言いましたように、今後とも新たな案がないか、県を交えていろいろ協議してまいりますので、やはり定期的に協議をしてまいりたいと思っています。そのメンバーにつきましては、今後宇部市との協議になりますけども、局長、次長、課長がいますので、その中から関連した者を出していこうと考えておる次第でございます。

森山喜久委員 広域の協議で派遣していた職員も、いつかは分からないけど、引き上げるということによろしいですか。

川地水道事業管理者 辞令を出して、任命して、併任という形になっておりまして、水道局のほうから派遣、常時ではございませんけども随時という形になっておりますけども、辞令は解くという形で、また、新たな形で協議を進めていければと考えております。

矢田松夫委員 いろいろな課があるんですけど、今度、事務的なことはどこが担当するんですか。

川地水道事業管理者 課といいますよりも、両市とも副局長を置いています。副局長を先頭に総務課、工務課、維持課、それから業務課とありますので、それぞれの課題が出るとか、あるいは具体的なものが進む形になった時点とかで、関連した課の職員と協議を進めていければと思っています。ただ、具体的にはまだまだこれから宇部市と協議を進めていきますので、正式なものではございません。今、この広域の検討につきましては一旦休止という報告をさせていただきました。これからのことでございます。広域化が一旦休止になりますけども、私どもは、持続的、安定

的に水道水を供給していくことが責務でございます。そういった中でも、喫緊の課題に対応していくことが求められております。特に喫緊の課題といたしますが、今、水道管等の老朽化が進んでおりました、経年化率が非常に高くなっております。こういった課題の解決に向けて、協議を進めていかなければならないと考えております。平成28年に資産管理ということで、アセットマネジメントという形で、議員の皆様方に報告させていただいておるところでございますが、既に六、七年たっておりますので、現在の資産について、今一度、調査を進めております。この調査結果がもう間もなく出てまいりますので、出てまいりましたら、直近のアセスメントにつきまして、皆様方にまた再度御報告をさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

藤岡修美委員長 それはいつ頃になりそうですか。

川地水道事業管理者 できれば、この会期中に御説明させていただきたいと思いい、皆で一生懸命頑張っておるところでございます。

藤岡修美委員長 分かりました。よろしく申し上げます。ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番号2番、所管事務調査、水道広域化の状況報告についての審査を終わります。休憩に入ります。11時再開といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。審査番号の3番、所管事務調査の委員派遣についてです。所管事務調査として、山陽オートレース場を調査するため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思います

が、御異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたします。なお、委員派遣の人選は、産業建設常任委員会委員全員、日時は7月4日火曜日、午後2時から、場所は山陽オートレース場としたいと思いますが、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。それでは、審査番号3の審査を終わりました、引き続き、審査番号4番、閉会中の継続調査事項について審査を行います。

森山喜久委員 調査事項で、今まで農業、林業に関することの中でいいかなという話もあったんですけども、有害鳥獣の対策という部分を改めて抜き出しておいたほうがいいのかなと思います。今までは農業、林業に関することということで包含的にやっていたような記憶があるんですけど、今までに請願が出てきたこともありますから、有害鳥獣対策という形で抜き出して、継続調査事項という形で上げたほうがいいのかなと思っております。

藤岡修美委員長 森山委員から有害鳥獣についても入れたほうがいいのではないかという意見ですが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、調査事項に有害鳥獣に関する項目を入れるということで進めたいと思います。ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の審査は全て終わりましたので、産業建設常任委員会を終了したいと思います。

午前11時3分 散会

令和5年（2023年）6月13日

産業建設常任委員長 藤岡修美